

消費者教育の推進に関する法律

-21-



消費者教育の推進に関する法律制定の背景

消費者・事業者間の情報の
質・量、交渉力の格差等に
起因する消費者被害の防止

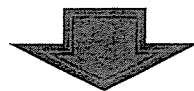
消費者が自らの利益の擁護・
増進のため、自主的・合理的に
行動できるよう自立支援

消費者教育の重要性

消費者教育の機会が提供されることは消費者の権利

消費者教育推進法の目的(第1条)

▶ 消費者教育を総合的かつ一体的に推進



▶ 国民の消費生活の安定及び向上に寄与する

「消費者教育」とは(第2条)

消費者の自立を支援するために行われる
消費生活に関する教育

(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画
することの重要性について理解及び関心を深める
ための教育を含む。)

及びそれに準ずる啓発活動

「消費者市民社会」とは(第2条)

- ・個々の消費者の特性及び消費生活の多様性の相互尊重
- ・自らの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることの自覚
- ・公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画

基本理念(第3条)

- 消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成
- 主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援

体系的推進

- 幼児期から高齢期までの段階特性に配慮

効果的推進

- 場(学校、地域、家庭、職域)の特性に対応
- 多様な主体間の連携
- 消費者市民社会の形成に関し、多角的な情報を提供
- 非常時(災害)の合理的行動のための知識・理解
- 環境教育、食育、国際理解教育等との有機的連携

国における消費者教育推進の施策

責務(第4条)

- 基本理念にのっとり総合的に施策策定・実施の責務を負う
- 関係機関相互に緊密な連携で施策を推進

財政上の措置(第8条)

基本方針の策定(第9条)

- 基本的な方向・推進の内容・他の消費者政策との連携等
- 内閣総理大臣・文部科学大臣が案作成→ 閣議で決定
(消費者教育推進会議・消費者委員会の意見を聴く、消費者その他の関係者の意見反映)

消費者教育推進会議(第19条)

- 委員相互の情報交換及び調整
- 基本方針の策定・変更に意見を述べる

基本的施策(第3章) (後述)

地方公共団体における消費者教育推進の施策①

責務(第5条)

- 基本理念にのっとり、消費生活センター、教育委員会その他関係機関相互間で連携。
- 地域の社会的、経済的状况に応じた施策策定・実施。

財政上の措置(第8条)(努力義務)

都道府県消費者教育推進計画等(第10条)(努力義務)

- 基本方針を踏まえ策定(地域協議会があれば意見を聴く)。
- 市町村も同様。

地方公共団体における消費者教育推進の施策②

消費者教育推進地域協議会(第20条)(努力義務)

- 構成員相互の情報の交換及び調整。
- 消費者教育推進計画策定・変更に意見を述べる。
- 構成員 消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、
⇒教育関係者、消費生活センター
その他の関係機関等

基本的施策(第3章)

基本的施策(第3章) 義務規定の①

国及び地方公共団体

学校における消費者教育の推進(第11条)

- ▶ ○発達段階に応じた教育機会の確保
- ▶ ○教育職員対象の研修の充実
- ▶ ○学校内外問わず人材の活用

国及び地方公共団体

大学等における消費者教育の推進(第12条)

- ▶ ○学生等の被害防止のための啓発等
- ▶ ○教職員等への研修機会の確保
- ▶ ○情報提供等

基本的施策(第3章) 義務規定の②

地域における消費者教育の推進(第13条)

国、地方公共団体、
国民生活センター

- ▶ ○高齢者・障害者支援者への研修・情報提供
- ▶ ○消費生活センター等で収集した実例を通じ

人材の育成等(第16条)

国、地方公共団体、
国民生活センター

- ▶ ○消費生活相談員等への研修実施
- ▶ ○大学等、消費者団体その他関係機関等での自主的取組の促進

国及び地方公共団体

基本的施策(第3章) 努力義務規定

教材の充実等(第15条)

国及び地方公共団体

○有効活用される教材開発と提供

調査研究(第17条)

国及び地方公共団体

○大学等、研究機関等と協力し、内外における内容・方法の
調査・普及

情報の収集及び提供(第18条)

国、地方公共団体、
国民生活センター

○情報の収集・提供

○国は被害防止のため消費者の特性を勘案して、
収集情報を教育内容に反映させる

その他

消費者団体の努力(第6条)(努力義務)

- 自主的活動・協力

事業者及び事業者団体の努力(第7条)(努力義務)

- 施策への協力・自主的活動

事業者及び事業者団体による消費者教育の支援(第14条) (努力義務)

- 消費生活の知識の提供
- 従業員の研修
- 資金の提供

公布から6月以内の政令で定める日から施行

消費者庁の所掌事務に「基本方針の策定及び推進」を追加

今後の予定

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| 11月末～12月中旬 | 法律施行 |
| 1月中旬～2月中旬 | 消費者教育推進会議開催
〔基本方針案審議〕
3回～4回開催 |
| 4月中旬～5月中旬 | パブリックコメント、意見聴取、
協議等 |
| 6月中旬 | 基本方針案閣議決定 |